

佐 本 人 少 発 第 5 7 号
 佐 本 生 企 発 第 1 0 1 号
 令 和 6 年 3 月 1 日

各 警 察 署 長 殿
 (参 考 送 付 先)
 各 部 長
 各 参 事 官
 本 部 各 所 属 長

有 効	令和11年3月31日まで
子供・女性安全対策係	
生 活 安 全 部 長	

警察署と学校等の間における不審者情報等の共有に係る留意事項について
 (通達)

警察署と学校との不審者情報等(子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。以下同じ。)の共有については、「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)を受け、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について(通達)」(平成30年7月20日付け佐本人少発第119号ほか)、「警察署と学校の間における不審者情報等の共有に係る留意事項について(通達)」(平成30年8月9日付け佐本人少発第123号ほか)及び「警察署と学校等の間における不審者情報等の共有を行う学校の範囲の変更について(通達)」(令和元年6月19日付け佐本生企発第124号ほか)により運用してきたところであるが、通学路等における子供の安全を確保するためには、引き続き警察署と学校の間で連絡担当者を決めて不審者情報等を直接共有し、プライバシーに配慮しつつ粒度の高い情報を共有することが重要であり、その運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各警察署にあっては、適切な措置を講じられたい。

なお、文部科学省においても別添1「警察との連携による不審者情報等の共有について(依頼)」及び別添2「登下校時における児童生徒等の安全確保及び警察との連携による不審者情報等の共有等について(事務連絡)」(参考及び別添省略)を各都道府県・指定都市教育委員会等に通知しているので参考とされたい。

「警察署と学校の間における不審者情報等の共有に係る留意事項について(通達)」(平成30年8月9日付け佐本人少発第123号ほか)及び「警察署と学校等の間における不審者情報等の共有を行う学校の範囲の変更について(通達)」(令和元年6月19日付け佐本生企発第124号ほか)は廃止する。

記

1 不審者情報等の情報共有を行う学校の範囲

公立、国立及び私立の小学校・中学校、義務教育学校(いわゆる小中一貫校をい

う。）、中等教育学校の前期課程（いわゆる中高一貫校の中学校部分）及び特別支援学校（小学部及び中学部）

2 警察署の不審者情報等連絡担当者の指定

(1) 担当者の指定

ア 警察署長は、学校との間で不審者情報等について情報共有を目的とした連絡を担当する警察署の不審者情報等連絡担当者（以下「警察担当者」という。）を指定すること。

イ 警察担当者は、原則、生活安全部門の警部補以上の階級にある者を指定するものとする。

(2) 代行者の指定

宿日直勤務の時間帯には、原則、宿直責任者を警察担当者の代行者として指定すること。

3 不審者情報等の共有体制の確立

警察担当者は、警察署の管轄区域に所在する学校に対し、警察担当者の職名、氏名、連絡先電話番号等を通知するとともに、学校から、それぞれの学校の不審者情報等連絡担当者（以下「学校担当者」という。）の職名、氏名、連絡先電話番号等の提供を受ける。

その際、学校担当者から夜間、祝日及び休日において緊急の連絡を要する場合の連絡先についても、併せて提供を受けるものとする。

4 不審者情報等の共有の方法

警察担当者と学校担当者の連絡方法は、電話又は電子メールを活用して行うものとする。

5 共有を行う不審者情報等

(1) 警察が認知した不審者情報等の共有

ア きめ細かい情報の共有

(ア) 警察において認知し、広く地域住民等に提供した不審者情報等に含めることとしなかった行為者の言動、特徴等の防犯対策を講じる上で参考となる情報については、学校担当者との共有を図ること。

(イ) 警察において認知し、広く地域住民等に提供しない不審者情報等であっても、一定の地域において防犯対策を講じる上で参考となる情報については、学校担当者との共有を図ること。

イ 緊急性が高い場合の情報の共有

警察担当者は、連続発生のある重要凶悪事案や持凶器被疑者の逃走事案等、通学路に重大な危険が及ぶおそれのある事案が発生し、緊急の措置を必要とする場合には、関係の学校の学校担当者に対して、認知後速やかに当該時点に係る情報を提供するとともに、執るべき措置について助言指導するものとする。

更に事態の進展に応じて得られる様々な情報についても、子供や学校関係者等の安全を確保する観点から適時、適切に情報を提供するものとする。

ウ 危険箇所等に関する情報の共有

警察において認知した不審者情報等で、学校担当者との危険箇所等の共有という

観点から以下の情報を共有する。

(ア) 発生が多発している場所における見守る目や環境整備の状況から、学校が点検を必要とする危険箇所の情報

(イ) 同一手口や同種対象の事案が連続発生した場合に、警戒を要する時間帯や場所に関する情報

(2) 学校担当者が認知した不審者情報等の共有

不審者情報等が潜在化することのないよう、学校担当者が情報を認知した場合に、速やかに警察担当者に連絡が行われるよう、学校担当者との連携を図ること。

6 留意事項

(1) 学校担当者への連絡

学校担当者への連絡について、警察担当者のみが行うこととすると、緊急性の高い事案、複数の学校等への連絡を要する事案又は警察担当者の勤務実態によっては、迅速かつ適切な情報共有が行われないことが想定されるところである。

学校担当者との連絡に際しては、迅速かつ適切な情報共有が行えるように状況に応じた柔軟な対応に努めることに留意すること。

(2) プライバシー等への配慮

学校担当者との情報の共有に当たっては、被害関係者のプライバシー及び警察活動への影響に十分配慮するものとする。

(3) 警察、学校等が情報提供する防犯メール等の登録等の促進

警察担当者は学校担当者に対して、警察が不審者情報等を提供しているツールである電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）等の受信を推奨するとともに、管轄区域内の自治体及び教育委員会が、電子メール、SNS等を用いて不審者情報等の提供を行っている場合は、警察担当者も同情報の受信に努めること。

(4) 警察担当者の変更時の措置

人事異動等により警察担当者に変更が生じたときは、速やかに学校担当者に対して変更の通知をすること。